

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	農用地区域の開発の中止又は復旧命令		
根拠法令・条項	農業振興地域の整備に関する法律第15条の3		
所 管 課	農 政 部 農水産 課		
処 分 基 準 (処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)	・設 定 ・設定できない ・基準を公開できない 法15条の3 都道府県知事等は、開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、前条第一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に付した同条第五項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第一項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。		
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明 の別	・聴 聞 ・弁 明	
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)		
	個別法により 聴聞又は弁明 の手続の適用 が除外される 場合の根拠法 令及び条項		